平成２２年（フ）第２８２号
札幌市清田区清田３条３丁目５番26号
債務者　畠山　雄二
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３号
札幌市清田区清田３条３丁目５番26号
債務者　畠山惠美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３号
札幌市厚別区厚別南１丁目３番10―203号
債務者　山崎　舞子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５１号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番２―304号
債務者　後藤　憲男
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
群馬県高崎市八幡町1308番地12
債務者　阿久津一道
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５４７号
埼玉県比企郡吉見町大字今泉231番地
債務者　三村　雅人
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１号
埼玉県熊谷市押切2653番地70
債務者　小川　和仁
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２号
埼玉県熊谷市押切2653番地70
債務者　小川　准子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５７号
埼玉県東松山市大字東平2016番地７
債務者　堀田　千尋
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９２号
千葉県山武市本須賀308番地４
債務者　鈴木　誠一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
千葉県東金市家徳202番地
債務者　行方　宏征
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
新潟県五泉市石曽根5481番地１
債務者　井関　　毅
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３号
新潟市江南区酒屋町209番地５
債務者　沖野　ハナ
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５号
新潟市江南区楚川乙278番地
債務者　鈴木　京子（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
新潟市東区下場新町15番12号
債務者　陸　宰一郎
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４号
新潟県燕市熊森239番地
債務者　春木優美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第７号
新潟県三条市条南町15番29号
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第６４４号
静岡県沼津市今沢642番地の４　市営今沢団地Ａ６―210
債務者　小針　友一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係